

UCカード 永久不滅ポイント規約一部改定のお知らせ

2017年11月26日をもって永久不滅ポイント規約を改定し、セゾンカード 永久不滅ポイント規約と同

じ内容に統一いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■永久不滅ポイント規約 新旧対照表

改定前	改定後
UCカード 永久不滅ポイント規約	永久不滅ポイント規約
<p>第2条（用語の定義） この規約に特に定めていない用語・事項は、クレジットカード規約（以下「カード規約」という）の定めるところによります。 なお、当社が第三者と提携して発行する提携カードに付帯する独自のポイント制度等、この規約と別の定めがあるプログラムは、その定めるところによります。</p>	<p>第2条（ポイント付与の対象カード） 本サービスの対象カード（以下「本カード」という）は、当社が発行するセゾンカード及びUCカード（家族カードを含む）とします。但し、当社所定のカードについては、本サービスの対象外とし、対象外のカードの申込書、WEBサイト等には、本サービスの適用がない旨記載します。</p>
<p>第3条（ポイント付与の対象カード） 本サービスの対象カード（以下「本カード」という）は、当社が発行するUCカード（家族カードを含む）とします。但し、当社所定のカードについては、本サービスの対象外とし、対象外のカードの申込書、WEBサイト等には、本サービスの適用がない旨記載します。 (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第3条（用語の定義等） 本規約に特に定めていない用語・事項は、本カード規約（以下「カード規約」という）の定めるところによります。</p> <p>2. 本カードがUCカードである場合には、本条以下の規定の適用に当たっては、本会員を本人会員と読み替えるものとします。</p> <p>3. 当社が第三者と提携して発行する提携カードに付帯する独自のポイント制度等、本規約と別の定めがあるプログラムは、その定めるところによります。</p>
<p>第4条（ポイント付与の対象取引） 当社は、本カード毎に、本人会員及び家族会員のカード利用分を合算し、当該カード利用代金の締切日における利用金額合計に対し、1,000円につき1ポイントを本人会員に付与します。なお、1,000円に満たない端数は切り捨ててポイント数を算出します。 2. ～4. (略)</p>	<p>第4条（ポイント付与の対象取引） 当社は、本カード毎に、本会員及び家族会員のカード利用分を合算し、当該カード利用代金の締切日における利用金額合計に対し、1,000円につき1ポイントを本会員に付与します。なお、1,000円に満たない端数も切り捨ててポイント数を算出します。 2. ～4. (略)</p>
<p>第6条（ポイント確認） ポイントの本人会員への直近の付与数及び保有残数は、カード会員用 Web サービス「アットユーマネット」及び「UC音声応答センター（自動音声応答）」で本人会員が確認できます。 本カードのご利用明細書を受取っている本人会員には、当該明細書に記載する方法で通知します。</p>	<p>第6条（ポイント確認） ポイントの本会員への直近の付与数及び保有残数は、カード会員用 Web サービス及び自動音声応答で本会員が確認できます。 本カードのご利用明細書を受取っている本会員には、当該明細書に記載する方法で通知します。</p>
<p>第7条（ポイントの合算） 本人会員として複数のカードを所有する場合、各々のカード利用で付与されたポイントを合算して第9条に規定する商品等との交換を申込みことができます。なお、これ以外の合算はできません。 (新設)</p>	<p>第7条（ポイントの合算） 本会員として複数の本カードを所有する場合、各々のカード利用で付与されたポイントは合算されます。</p> <p>2. 本会員は、本カード（家族カードを除く）を自己の名称で保有する家族のうち、当社が認めた範囲の家族との間でポイントを合算することができます。</p>

<p>第 8 条 (ポイントの有効期限) 本人会員の保有ポイントに、有効期限はありません。</p>	<p>第 8 条 (ポイントの有効期限) 本会員の保有ポイントに、有効期限はありません。</p>
<p>第 9 条 (商品等との交換) 本人会員は、ポイントを当社が定めた方法及びポイント数に基づき、当社所定の商品及びサービス (以下「商品」という) と交換することができます。家族会員資格での交換申込みはできません。なお、ポイントを現金と交換することはできません。</p> <p>2. 本人会員は、ポイントと商品の交換を当社所定の方法により当社に申込みものとします。 なお、交換の申込みを当社が受付けた後の取り消し、希望商品の変更、返品、送付先の変更はできません。</p> <p>3. 交換した商品を送付する場合の送付先は、本人会員の日本国内の届出住所又は本カードのご利用明細書送付先とします。 なお、本人会員の届出住所に誤りがある等の理由により商品が送付できなかった場合、当社は一切の責任を負わず、また再送付する義務を負いません。</p> <p>4. (略)</p>	<p>第 9 条 (商品等との交換) 本会員は、ポイントを当社が定めた方法及びポイント数に基づき、当社所定の商品及びサービス (以下「商品」という) と交換することができます。家族会員資格での交換申込みはできません。なお、ポイントを現金と交換することはできません。</p> <p>2. 本会員は、ポイントと商品の交換を当社所定の方法により当社に申込みものとします。 なお、交換の申込みを当社が受付けた後の取り消し、希望商品の変更、返品、送付先の変更はできません。</p> <p>3. 交換した商品を送付する場合の送付先は、本会員の日本国内の届出住所又は本カードのご利用明細書送付先とします。 なお、本会員の届出住所に誤りがある等の理由により商品が送付できなかった場合、当社は一切の責任を負わず、また再送付する義務を負いません。</p> <p>4. (略)</p>
<p>第 10 条 (交換後の取扱い) 前条のポイント交換手続き完了後 1 ヶ月を経過しても商品が届かない場合は、本人会員は当該交換手続き後 3 ヶ月以内に当社にその旨を連絡するものとします。本人会員から連絡がない場合は、当該商品等が送付されたものとみなします。</p> <p>2. 当社の都合により本人会員が交換を申込んだ商品の提供ができない場合、本人会員は当社の提供可能な他の商品を指定するか又はポイント交換を撤回できます。 なお、ポイント交換を撤回した時点で当社が既にポイント数を減算している場合の当該減算ポイント数の本人会員に対する返戻は、当社所定の時期、方法によります。</p> <p>3. (略)</p>	<p>第 10 条 (交換後の取扱い) 前条のポイント交換手続き完了後 1 ヶ月を経過しても商品が届かない場合は、本会員は当該交換手続き後 3 ヶ月以内に当社にその旨を連絡するものとします。本会員から連絡がない場合は、当該商品等が送付されたものとみなします。</p> <p>2. 当社の都合により本会員が交換を申込んだ商品の提供ができない場合、本会員は当社の提供可能な他の商品を指定するか又はポイント交換を撤回できます。なお、ポイント交換を撤回した時点で当社が既にポイント数を減算している場合の当該減算ポイント数の本会員に対する返戻は、当社所定の時期、方法によります。</p> <p>3. (略)</p>
<p>第 13 条 (譲渡禁止) 本人会員は、保有ポイントを第三者に譲渡したり相続させたりすることはできません。</p>	<p>第 13 条 (譲渡禁止) 本会員は、保有ポイントを第三者に譲渡したり相続させたりすることはできません。但し、第 7 条第 2 項の規定に基づく合算についてはこの限りではありません。</p>
<p>第 14 条 (権利喪失及び利用停止) 本人会員が次の各号のいずれかに該当した場合、本人会員は保有するポイント並びに商品との交換及び合算に関する一切の資格を喪失するものとします。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>2. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、本人会員が保有するポイント並びに商品との交換及び合算に関する資格を何ら通知することなく、喪失させまたは停止することができます。</p> <p>(1) 本人会員が当社に対する債務 (本カードに限られない) の履行を怠った場合 (2) (略) (3) 不正な方法によるポイントの取得、交換、又は合算が行われたと当社が判断した場合 (4) ~ (5) (略)</p>	<p>第 14 条 (権利喪失及び利用停止) 本会員が次の各号のいずれかに該当した場合、本会員は保有するポイント並びに商品との交換及び合算に関する一切の資格を喪失するものとします。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>2. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、本会員が保有するポイント並びに商品との交換及び合算に関する資格を何ら通知することなく、喪失させ又は停止することができます。</p> <p>(1) 本会員が当社に対する債務 (本カードに基づき負担するものに限られない) の履行を怠った場合 (2) (略) (3) 不正な方法によるポイントの付与、交換、又は合算が行われたと当社が判断した場合 (4) ~ (5) (略)</p>
<p>第 16 条 (情報の利用) 会員は、当社及び本サービスに関する業務委託先が、本人会員の氏名、住所、電話番号、会員番号、ポイント数等の情報を必要な保護措置を講じた上で、ポイントの交換、合算、商品提供の手配等に関する事務処理のために利用することに同意するものとします。</p>	<p>第 16 条 (情報の利用) 会員は、当社及び本サービスに関する業務委託先が、本会員の氏名、住所、電話番号、会員番号、ポイント数等の情報を必要な保護措置を講じた上で、ポイントの交換、合算、商品提供の手配等に関する事務処理のために利用することに同意するものとします。</p>
<p>第 19 条 (法人カード等の取扱い) 本条以下の規定 (以下「本特約」という) は、法人カード及びコーポレートカード (以下、「法人カード等」という) への本サービスの適用について定めるもので、前条までの</p>	<p>第 19 条 (法人カード等の取扱い) 本条以下の規定 (以下「本特約」という) は、UC 法人カード及びコーポレートカード (以下、「法人カード等」という) への本サービスの適用について定めるもので、前条</p>

<p>規定と重複する場合は本特約を優先し、本特約に定めのない事項は、前条までの規定、並びにカード規約及びカード使用者規約の定めるところによります。</p> <p>なお、前条までの規定の適用に当たっては、本人会員を法人カード及び会社主債務型コーポレートカードの法人会員、又は個人主債務型コーポレートカードのカード使用者、家族会員を法人カード及び会社主債務型コーポレートカードのカード使用者と、それぞれ読み替えるものとしします。</p>	<p>までの規定と重複する場合は本特約を優先し、本特約に定めのない事項は、前条までの規定、並びにカード規約及びカード使用者規約の定めるところによります。</p> <p>なお、前条までの規定の適用に当たっては、本会員を法人カード及び会社主債務型コーポレートカードの法人会員又は個人主債務型コーポレートカードのカード使用者、家族会員を法人カード及び会社主債務型コーポレートカードのカード使用者と、それぞれ読み替えるものとしします。</p>
<p>第 20 条（ポイント付与の対象カード及び取引）</p> <p>当社は、法人カードについては、カード使用者のカード利用分を合算し、ポイントを法人会員に付与します。コーポレートカードについては、カード使用者毎にカード利用分に基づきポイントを算出し、当該カード使用者に付与します。但し、コーポレートカードへの本サービスの適用は、法人との契約により当社が決定します。なお、本条におけるポイント算出基準は第 3 条の規定によります。</p>	<p>第 20 条（ポイント付与の対象カード及び取引）</p> <p>当社は、法人カードについては、カード使用者のカード利用分を合算し、ポイントを法人会員に付与します。コーポレートカードについては、カード使用者毎にカード利用分に基づきポイントを算出し、当該カード使用者に付与します。但し、コーポレートカードへの本サービスの適用は、法人会員との契約により当社が決定します。</p>
<p>第 22 条（ポイントの合算）</p> <p>法人会員が複数の法人カード等を所有する場合でも、ポイントは各々の法人カード等別に付与し、当該付与されたポイントを合算することはできません。</p> <p>カード使用者に付与されたポイントは、当該カード使用者が本人会員として保有する本カードの利用により付与されたポイントと合算することはできません。</p>	<p>第 22 条（ポイントの合算）</p> <p>法人会員が複数の法人カード等を所有する場合でも、ポイントは各々の法人カード等別に付与し、当該付与されたポイントを合算することはできません。</p> <p>カード使用者に付与されたポイントは、当該カード使用者が本会員として保有する本カードの利用により付与されたポイントと合算することはできません。</p>
<p>第 24 条（権利喪失及び利用停止） （1 項 略）</p> <p>2. 法人会員またはカード使用者が、次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、法人会員または当該カード使用者が保有するポイント及び商品との交換に関する資格を何ら通知することなく、喪失させまたは停止することができます。</p> <p>(1) 当社に対する債務（本カードに限られない）の履行を怠った場合</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p>	<p>第 24 条（権利喪失及び利用停止） （1 項 略）</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者が、次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、法人会員又は当該カード使用者が保有するポイント及び商品との交換に関する資格を何ら通知することなく、喪失させ又は停止することができます。</p> <p>(1) 当社に対する債務（本カードに基づき負担するものに限られない）の履行を怠った場合</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p>

【下線部は改定部分を示します。】